## 田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

**上** 

◇ 告 示

ページ

○ 介護保険法の規定による命令【保健福祉局地域福祉部介護保険課】

2

## ◇ 監査委員

○ 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助 できる期間【行政委員会事務局監査第一課】

4

北九州市告示第234号

介護保険法(平成9年法律第123号)第76条の2第3項及び第115条 の45の8第3項の規定による命令を行ったので、同法第76条の2第4項及 び第115条の45の8第4項の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月28日

北九州市長 北 橋 健 治

## 1 対象事業所

- (1) 事業者の名称 合同会社里櫻
- (2) 事業所の名称 ヘルパーステーション里櫻
- (3) 事業所の所在地 北九州市八幡西区大浦一丁目13番5号 エルカミノ501号
- (4) サービスの種類 訪問介護、北九州市予防給付型訪問サービス及び 北九州市生活支援型訪問サービス

## 2 命令事項

- (1) 人員基準の遵守について
  - ア 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上と定められていることから、訪問介護員等の員数を常勤換算方法で2.5以上とすること
- イ 指定訪問介護事業者は、常勤の訪問介護員のうち、利用者の数が40 又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないとされ、また、サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事する者を充てなければならないとされていることから、サービス提供責任者の配置に当たっては、常勤かつ専従できる者であって、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者を任命すること。
- (2) 運営基準の遵守について
  - ア 指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者及び利用者家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得ることとされていることから、重要事項説明書などの書面によって、利用申込者の同意を確認すること。
  - イ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録することとされていることから、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。

なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存する こと。

ウ 指定訪問介護の基本取扱方針は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化 の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなら ないとされ、指定訪問介護の具体的取扱方針において、指定訪問介護の 提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営む上 で必要な援助を行うものとされている。

そのため、サービス提供責任者は、指定訪問介護の基本取扱方針及び 具体的取扱方針を理解し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏ま えて、訪問介護の目標、当該目標達成のための具体的なサービスの内容 等を記載した訪問介護計画を作成し、その内容について、利用者又はそ の家族に説明し、利用者の同意を得たうえで、当該訪問介護計画を利用 者に交付すること。

この場合において、同意を得た訪問介護計画については、その実施状況を把握し、必要により当該訪問計画の変更を行うこと。

エ 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならないとされ、従業者に運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとされていることから、サービス提供責任者及び訪問事業責任者の業務遂行はもとより、事業所の従業者及び業務を一元的に管理し、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと

また、サービス提供責任者及び訪問事業責任者は、基準省令及び市基準要綱に規定されている業務を行うこと。

オ 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

したがって、貴法人が経営する「シェアハウス」(遠賀郡水巻町下二 西三丁目3番10号)の勤務体制と明確に区分し、指定訪問介護事業所 として管理者、サービス提供責任者及び訪問介護員等の勤務時間、職務 内容、常勤・非常勤の別などの勤務体制を明確にし、必要な人員が欠如 することがないよう適切な勤務体制を定めること。

3 改善命令通知日

令和元年10月24日

北九州市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間を次のとおり告示する。

令和元年10月28日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 河
 田
 圭一郎

氏 名	住 所	補助できる期間
自川 典之	福岡県福岡市早良区室見一丁目4番1-901号	令和元年10月28日から令和2年3月31日ま で